

審査基準

「先進農業技術推進方針(仮称)策定支援業務委託企画提案評価表」に基づき、各審査項目について評価し採点する。

先進農業技術推進方針(仮称)策定支援業務委託企画提案評価表

審査項目		審査内容	配点	項目計
企業評価	業務遂行能力	・法人概要、業務実績	10	10
提案書評価	理解度	・本事業の主旨・目的の理解度 ・埼玉県の実現把握	10	70
	業務推進能力	・適切なスケジュール計画 ・十分な人員配置 ・適切な業務管理体制	20	
	調査・分析能力	・調査対象及び調査方法 ・分析方法	20	
	研究施策案構築支援	・研究施策案構築における支援内容	20	
プレゼン 評価	プレゼンテーション	・提案力 ・業務理解度 ・熱意、意欲 ・質疑応答	10	10
価格評価	見積書の価格	・見積書により評価	10	10
合計			100	

※配分の範囲内で採点を行う。

採点・選考方法

- 各審査委員は、企画提案者ごとに、上記審査基準に基づき採点し、合計点が60点を超えるものに限って、高いものから順位をつける。
- 審査後、農業政策課宛てに審査表を提出する。
- 農業政策課職員が、各委員の順位を点数化し、合計点数の高い企画提案者を契約候補者として選定する。
- 順位の点数化による合計点数が同点だった場合は、審査基準に基づく各委員の合計点が最も高い企画提案者を契約候補者として選定し、さらに同点の場合は、委員会の委員長が決定することとする。
- 企画提案書を提出した者が1者のときは、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。